

使用開始日：2018年4月14日

アムンディ・グラン・チャイナ・ファンド

追加型投信／海外／株式



- 本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行うアムンディ・グラン・チャイナ・ファンドの受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社（委託会社）は、同法第5条の規定により有価証券届出書を2018年4月13日に関東財務局長に提出しており、2018年4月14日にその届出の効力が生じております。
- ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は下記＜ファンドに関する照会先＞のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されております。
- 投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づいて組成された金融商品であり、商品内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、下記＜ファンドに関する照会先＞までお問合せください。

ファンドの商品分類および属性区分

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式一般))	年2回	アジア	ファンド・オブ・ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

■ 委託会社【ファンドの運用の指図を行う者】

アムンディ・ジャパン株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第350号

設 立 年 月 日：1971年11月22日
資 本 金：12億円(2017年9月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額：
2兆4,922億円(2018年1月末現在)

■ 受託会社【ファンドの財産の保管および管理を行う者】

株式会社 リソナ銀行
(再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

■ ＜ファンドに関する照会先＞

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス：<http://www.amundi.co.jp>

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

◎ファンドの目的

ファンドは、主として中国経済圏の株式に投資を行うファンドと本邦通貨表示の短期公社債等に投資するファンドに投資することにより、その実質的な運用はそれぞれの投資先ファンドが行い、中長期的な信託財産の成長を目指した運用を行います。

◎ファンドの特色



主として、中国経済圏の株式※に投資するルクセンブルク籍の「Amundi Funds エクイティ・グレーター・チャイナ」のI4クラス（米ドル建）と日本籍の「CA マネープールファンド（適格機関投資家専用）」（円建）に投資します。

※主として香港や中国本土に本社を有するか、これらの地域で主たる事業活動を行っている企業の香港上場株式を指します。また中国が台湾に主な事業拠点を置いている、または主な事業活動を行っている企業の香港以外の市場に上場している株式を含みます。



「Amundi Funds エクイティ・グレーター・チャイナ」のI4クラスの組入比率を原則として90%以上に保つこととします。



原則として、為替ヘッジは行いません。ファンドの基準価額は、主に円対米ドルおよび米ドル対中国経済圏通貨の為替相場の動きにより変動します。



運用にあたっては、アムンディ・ホンコン・リミテッドの投資助言を受けます。

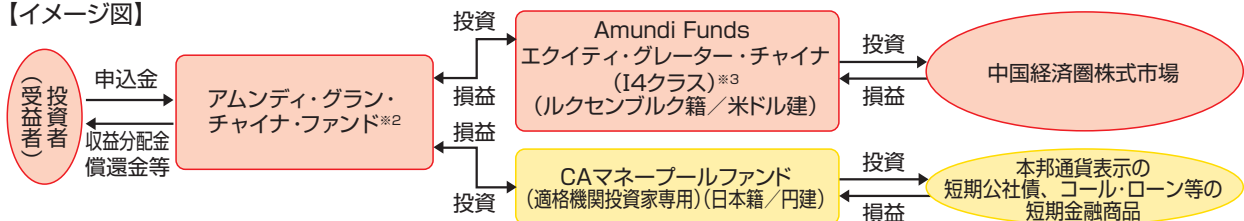
1982年に設立され、アムンディのアジアにおける資産運用拠点として運用実績を有します。

◎ファンドの仕組み

ファンド・オブ・ファンズ方式※¹で運用します。

※¹ ファンド・オブ・ファンズとは複数の投資信託証券に投資する投資信託のことをいいます。

【イメージ図】



※² アムンディ・グラン・チャイナ・ファンドは、MSCIゴールデンドラゴン※を参考指数とします。

※当指数は、MSCI Inc.が開発した株価指数です。同指数に関する著作権、その他知的財産権はMSCI Inc.に帰属しております。

※³ 「Amundi Funds エクイティ・グレーター・チャイナ」のI4（アイフォー）クラスは、「アムンディ・グラン・チャイナ・ファンド」の日本での設定にあたり新たに設定され、既存のクラスと合わせた合同運用が行われています。I4の「I」は、「Institutional Investor」の略で「機関投資家」を意味します。

◎主な投資制限

- 株式への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

◎分配方針

毎決算時（毎年1月15日および7月15日。休業日の場合は翌営業日とします）に、原則として以下の方針により分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主要投資対象とするファンドの概要

Amundi Funds エクイティ・グレーター・チャイナ (ルクセンブルク籍会社型投資信託／米ドル建)

ベンチマーク：MSCIゴールデン・ドラゴン

運用会社：アムンディ・ホンコン・リミテッド

《ファンドの特徴》

- ・主として香港市場上場企業の株式、中国経済圏の企業の株式に投資し、信託財産の長期的な成長を目指します。
- ・中国市場上場株式や台湾市場上場その他の地域で設立・上場し、香港、中国、台湾で顕著な成長の見られる企業にも投資します。
- ・ベンチマーク追従よりもボトムアップによる銘柄選択に重点を置いたアクティブ運用を行います。

●ファンドの運用プロセス

- 中国経済圏の株式運用における運用哲学は「アセット・アロケーション・オーバーレイを加味した銘柄選択」です。
- 綿密なリサーチおよび分析に基づく銘柄選択と、緊密なチーム・ワークと全運用スタッフの相互作用が一体となって成長性を重視したボトムアップ・アプローチによる投資を実行しています。

<銘柄選択のポイント①：定性評価の基準>

- ・割安なバリュエーションと高い利益成長の見込める企業
- ・投資格付の引上げが近いと見込める企業

企業	経営	産業
・競争上の優位性 ・ニッチ市場や業界における支配的立場 ・事業の集約度 ・高付加価値なビジネス ・内部成長と合併による成長	・強固な経営陣 - 明確なビジョン - 真摯な姿勢 - トラック・レコード - 実行力 ・情報開示、透明性 ・少数株主への対応 ・技術革新	・産業の成熟度 ・参入障壁 ・景気サイクル ・競争 ・規制環境

<銘柄選択のポイント②：定量評価の基準>

利益成長のけん引力

- ・安定した売上成長力
- ・利益率の維持と拡大
- ・コスト構造とコスト管理
- ・価格決定力
- ・ROEの要因分析

財務内容

- ・現預金と内部資金量
- ・ギアリング・レシオ
- ・各国特有の会計処理
- ・加重平均資本コスト
- ・投下資本利益率

利益予測

- ・外部要因の見直し修正に伴う定期的な業績予想見直し
- ・利益変動要因となり得る要素を予測
- ・外部アナリストと社内予想との定期的な比較検討

<銘柄選択のポイント③：バリュエーションにおける基準>



*運用プロセスは本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

CAマネーパールファンド(適格機関投資家専用) (日本籍契約型投資信託／円建)

運用会社：アムンディ・ジャパン株式会社

《ファンドの特徴》

主として本邦通貨表示の短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指して運用を行うとともに、あわせてコール・ローンなどで運用を行うことで流動性の確保を図ります。

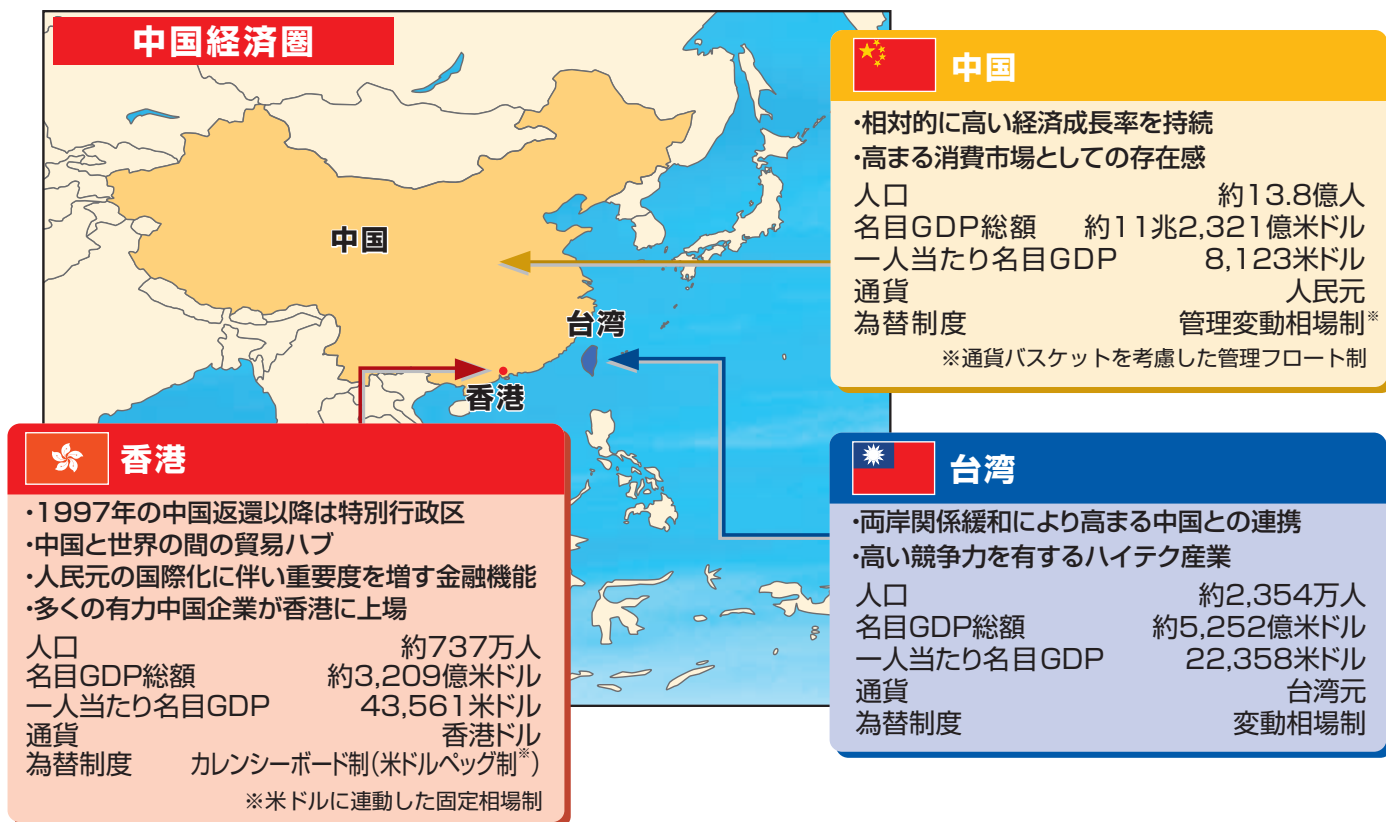
◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

追加的記載事項

中国経済圏とは

- 中国経済圏とは中国を中心とした、香港、台湾を含んだ地域を意味します。アムンディ・グラン・チャイナ・ファンドは高い成長性を有する中国経済圏企業の株式を実質的な投資対象としています。

GDPとは・・・国内総生産（Gross Domestic Product）のことで、国内で生み出されたモノやサービスの金額を合計したものです。世界共通の経済のモノサシとして使われている重要な経済指標で、経済の規模や方向性をみることができます。



出所：JETRO、国際通貨基金（以下、IMF）「世界経済見通し2017年10月版」のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。
 （人口は2016年末現在、名目GDP総額および一人当たり名目GDPは、中国・香港は2016年、台湾は2015年。）

中国経済圏の株式市場

- 中国最大の株式市場は上海市場ですが、海外から投資できる主な市場は香港市場です。香港市場は歴史も古く成熟した市場であり、金融サービスも高く評価されています。

(2018年1月末現在)

市場	種類	通貨	時価総額 (兆円)	概要	取引時間 (日本時間)	日本からの投資
香港市場	H株	香港ドル	519.1	中国資本の企業。H株の「H」は「Hong Kong」の頭文字。	10:30～13:00 14:00～17:00	原則投資可能
	レッドチップ			中国本土に主な事業資産を有し中国資本が30%以上の企業。		
	その他			香港資本の企業。		
上海深セン市場	上海B株	米ドル	1.7	中国資本の企業。中国人以外の投資家（海外投資家）が取引できる。QDII制度*1を通じて中国国内投資家も取引可能。	10:30～12:30 14:00～16:00	
	深センB株	香港ドル	1.1			
	上海A株	人民元	607.5	中国資本の企業。中国の国内投資家が取引できる。QFII制度*2を通じて海外投資家も取引可能。		原則投資不可
	深センA株	人民元	404.9			
台湾市場	—	台湾元	123.8	1962年より取引開始、国外投資家へ限定的に開放されている。	10:00～14:30	原則投資可能

出所：香港証券取引所、ブルームバーグ等のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

* 為替は2018年1月末現在。1米ドル＝109.19円、1香港ドル＝13.96円、1人民元＝17.362円、1台湾元＝3.741円で換算。

*1 QDII (Qualified Domestic Institutional Investors：適格国内機関投資家) 制度とは、中国の国内機関投資家が国外の株式に投資できる制度です。

*2 QFII (Qualified Foreign Institutional Investors：適格海外機関投資家) 制度とは、中国国外の機関投資家が特定の口座を通じて上海・深センのA株に投資できる制度です。

- *上記は過去の実績であり、今後の中国の成長性やファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。
- *上記内容は作成日現在のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
- *当社が信頼性が高いとみなす情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

中国の魅力

- 中国は、2010年以降世界第2位の経済大国として存在感を示しています。

名目GDPランキングの推移

(単位:10億米ドル)

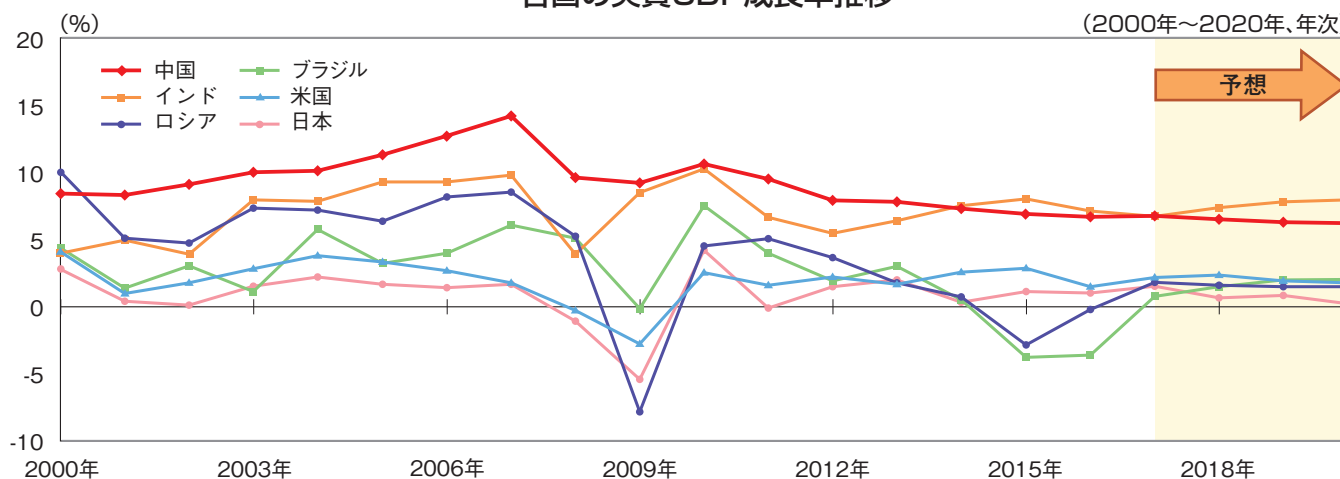
	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2018年(予想)
1位	米国(7,664)	米国(10,285)	米国(13,094)	米国(14,964)	米国(18,121)	米国(20,200)
2位	日本(5,451)	日本(4,887)	日本(4,756)	中国(6,066)	中国(11,226)	中国(13,119)
3位	ドイツ(2,594)	ドイツ(1,956)	ドイツ(2,866)	日本(5,700)	日本(4,380)	日本(5,063)
4位	フランス(1,611)	英国(1,639)	英国(2,511)	ドイツ(3,423)	ドイツ(3,377)	ドイツ(3,935)
5位	英国(1,321)	フランス(1,372)	中国(2,309)	フランス(2,652)	英国(2,863)	フランス(2,766)
6位	イタリア(1,172)	中国(1,215)	フランス(2,207)	英国(2,431)	フランス(2,435)	英国(2,661)
7位	ブラジル(786)	イタリア(1,145)	イタリア(1,856)	ブラジル(2,209)	インド(2,090)	インド(2,654)
8位	中国(737)	カナダ(742)	カナダ(1,169)	イタリア(2,129)	イタリア(1,826)	ブラジル(2,200)
9位	スペイン(612)	メキシコ(680)	スペイン(1,159)	インド(1,708)	ブラジル(1,801)	イタリア(2,049)
10位	カナダ(604)	ブラジル(655)	韓国(898)	ロシア(1,638)	カナダ(1,553)	カナダ(1,763)

*カッコ内は名目GDP。

出所：IMF「世界経済見通し2017年10月版」のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

各国の実質GDP成長率推移

(2000年～2020年、年次)



- 中国の外貨準備高は、世界第1位となっています。多額の外貨準備高を持つ中国は、対外的な支払い能力が高く、国際経済上の体力を備えていると考えられます。また、外貨準備高による海外への投資拡大も期待されます。

外貨準備高ランキング

(2017年11月現在)

順位	国・地域	外貨準備高
1位	中国	3兆1,193億米ドル
2位	日本	1兆1,989億米ドル
3位	スイス	7,497億米ドル
4位	サウジアラビア*	4,776億米ドル
5位	台湾	4,505億米ドル
6位	香港	4,219億米ドル
7位	韓国	3,775億米ドル
8位	インド	3,763億米ドル
9位	ブラジル	3,725億米ドル
10位	ロシア	3,458億米ドル

出所：ブルームバーグのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

※サウジアラビアは2017年8月現在。

～外貨準備高とは～

政府や中央銀行が輸入代金の決済や対外債務の支払い、為替介入などに備えて蓄えている外貨建資産等の総額で、一般的に、対外債務額比で潤沢な外貨準備を持つ国は対外債務返済の余力があり、またGDP比で外貨準備高の相対的に多い国の通貨は通貨安に対する抵抗力があるとみなされます。

～国際社会における中国の存在感～

中国は豊富な資金力を背景に発言力が増し、国際的な会合や金融市場などでいずれは指導的な立場になると見られています。国際社会における中国の存在感はますます大きくなると考えられます。

*上記は過去の実績であり、今後の中国の成長性やファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

*上記内容は作成日現在のものであり、今後予告なく変更されることがあります。

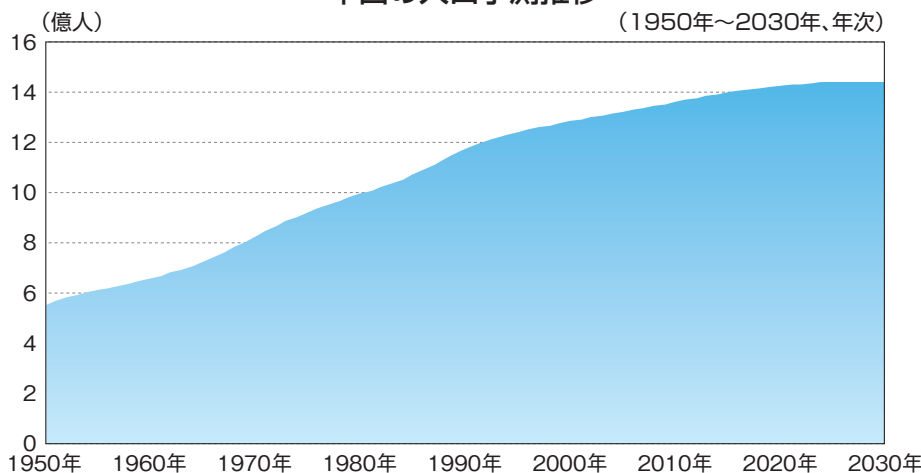
*当社が信頼性が高いとみなす情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

中国の魅力

- 中国は世界最大の人口を誇ります。今後2030年までさらに増加傾向にあり、約14億人に到達すると予想されています。

中国の人口予測推移

(1950年～2030年、年次)



出所：国際連合「世界推計人口 2017年改訂版」のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

世界の人口ランキング (2015年)

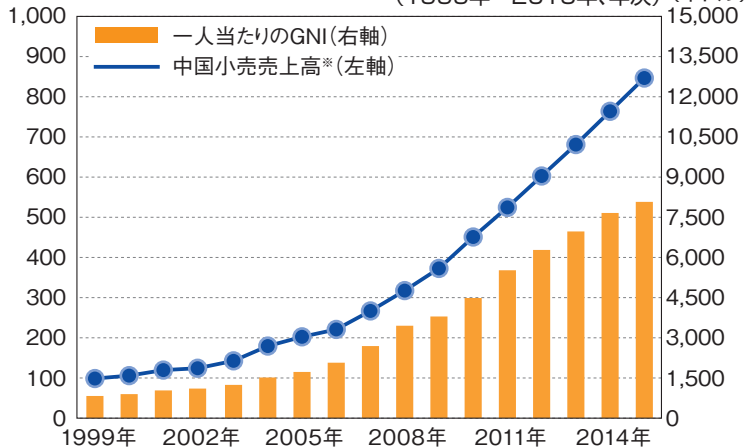
順位	国名	人口(億人)
1位	中国	13.76
2位	インド	13.11
3位	米国	3.22
4位	インドネシア	2.58
5位	ブラジル	2.08
6位	パキスタン	1.89
7位	ナイジェリア	1.82
8位	バングラデシュ	1.61
9位	ロシア	1.43
10位	メキシコ	1.27

出所：総務省統計局のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

- 中国の所得(一人当たりのGNI)は伸びており、個人消費の拡大が期待されます。また、中国の年間自動車販売台数は世界第1位となっており、旺盛な消費が見られます。

中国の一人当たりのGNIと小売売上高の推移

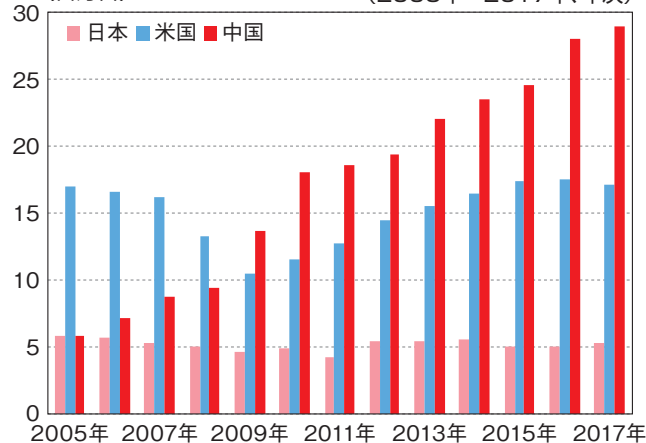
(1999年～2015年、年次) (米ドル)



※中国小売売上高は1999年12月末を100として指数化。
出所：一人当たりのGNIは国際連合「国民経済計算データベース」、中国小売売上高はブルームバーグのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

中国・日本・米国の年間自動車販売台数

(百万台) (2005年～2017年、年次)



出所：ブルームバーグのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

GNIとは… 国民総所得(Gross National Income)のことで、国の豊かさを測る指標です。居住者が国内外から一年間に得た所得の合計です。一人当たりのGNIとは、GNIを人口で割ったものです。(一人当たりのGNI=GNI÷人口)

個人消費とは… 人口が多く所得が伸びている国では拡大する傾向にあり、経済が安定的に成長することが期待できます。人口と所得が重要な要素となります。

中国の消費は、政府の政策変更等によって大きく落ち込む場合があることにご留意ください。

*上記は過去の実績であり、今後の中国の成長性やファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。
*上記内容は作成日現在のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
*当社が信頼性が高いとみなす情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

投資リスク

◎基準価額の変動要因

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として外国株式など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません**。ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割込むことがあります**。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

① 価格変動リスク

ファンドの主要投資対象である「Amundi Funds エクイティ・グレート・チャイナ」は、主に中国経済圏の株式に投資を行います。株式の価格はその発行体（企業）の財務状況、一般的な経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により変動します。したがって、実質的に組入れられた**株式の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります**。

② 中国経済圏の株式への投資に関するリスク（カントリーリスク）

ファンドの主要投資対象である「Amundi Funds エクイティ・グレート・チャイナ」は、主に中国経済圏の株式を投資対象としています。一般に中国、香港および台湾等の証券市場は欧米等の先進国の証券市場に比べ、**市場の規制・構造・慣行等において違いがあり、市場の流動性が低くなる事態が生じる可能性が高いと考えられます**。したがって、**流動性、価格変動性等のリスクは相対的に高くなる傾向があります**。中国、香港および台湾における社会的・経済的環境は、相対的に不透明なことがあり、各政府は、自国経済や株式・為替市場等を規制または監督する上で大きな影響力を行使することがあります。

このため、規制の変更等により、ファンドが運用上の大きな制約を受ける可能性も想定されます。また、当該各国の企業活動および証券市場に関する法令、会計基準等が先進主要国と異なることがあること、政治および経済環境の急変時には証券市場が大きな影響を受け、**ファンドの基準価額も先進主要国の市場へ投資しているファンドと比較して大きく下落する可能性があります**、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

③ 為替変動リスク

ファンドは、円建で基準価額が表示される国内投信ですが、主要投資対象であるルクセンブルク籍の投資信託証券は外貨建であり、原則として為替ヘッジを行いません。したがってファンドの基準価額は、主に円対米ドルおよび米ドル対中国経済圏通貨の為替相場の動きにより変動します。**円高になった場合、投資する外貨建資産の円貨建価値が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります**。

④ 信用リスク

株式の発行体（企業）が破産した場合、ファンドが投資対象とする投資信託証券の資金を回収することは困難となる場合があります。この場合、**ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります**。

⑤ 流動性リスク

ファンドが大量の換金を受けた場合には、ファンドの実質組入対象とする中国経済圏の株式を売却することとなります。一般に中国、香港または台湾等の証券市場は欧米等の先進国の市場と比べ、**流動性が低いと考えられることから一度に多量の売却を行った場合には、期待される価格で売却できない可能性があり、売却損が発生することがあります**。この場合、**ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります**。

◆基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

◎その他の留意点

1. ファンドの繰上償還

ファンドの受益権の残存口数が10億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

2. 収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかさった場合も同様です。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

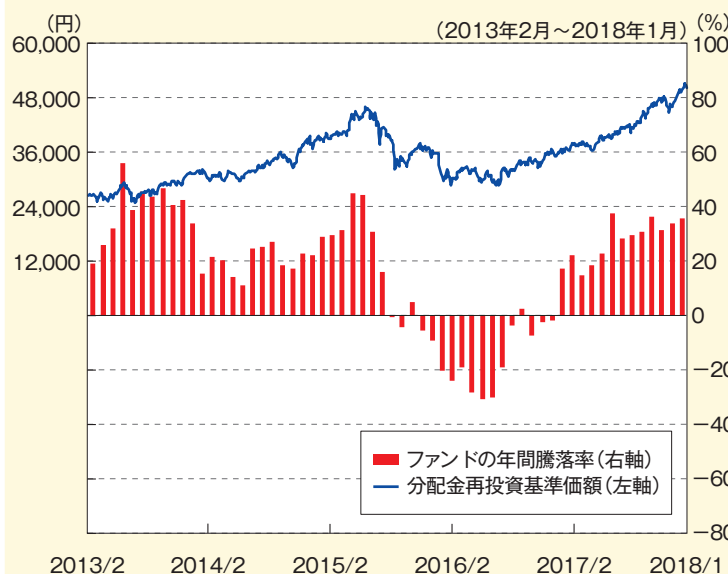
◎リスクの管理体制

ファンドのリスク管理として、リスクマネジメント部は運用リスク全般の状況をモニタリング、運用パフォーマンスの分析および評価を行うほか、関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニタリングしリスク委員会に報告します。コンプライアンス部は、重大なコンプライアンス事案についてコンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、当該リスク管理過程については、グループの監査部門が随時監査を行います。

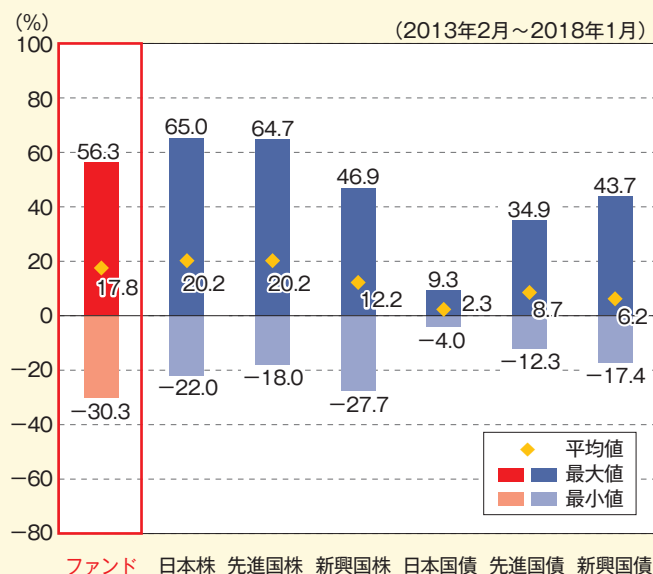
◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

(参考情報)

① ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



② ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



*①のグラフは年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

*②のグラフは2013年2月から2018年1月までの5年間の年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

*年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および基準価額の推移とは異なる場合があります。

*②のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

○各資産クラスの指数について

日本株

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)とは、東京証券取引所第一部に上場している全銘柄を対象として算出した指数で、TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は東京証券取引所の知的財産であり、同指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は、東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有します。

先進国株

MSCIコクサイ・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

新興国株

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

日本国債

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債とは、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。

先進国債

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)とは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

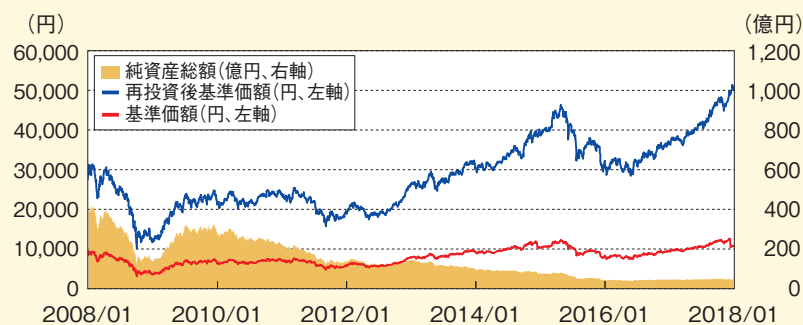
新興国債

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している、現地通貨建のエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

◎基準価額・純資産の推移



*再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。
*基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

基準価額 10,502円 純資産総額 46.8億円

◎分配の推移

決算日	分配金(円)
22期(2016年 1 月15日)	0
23期(2016年 7 月15日)	0
24期(2017年 1 月16日)	0
25期(2017年 7 月18日)	100
26期(2018年 1 月15日)	2,100
設定来累計	18,831

*分配金は1万口当たり・税引前です。
*直近5期分を表示しています。

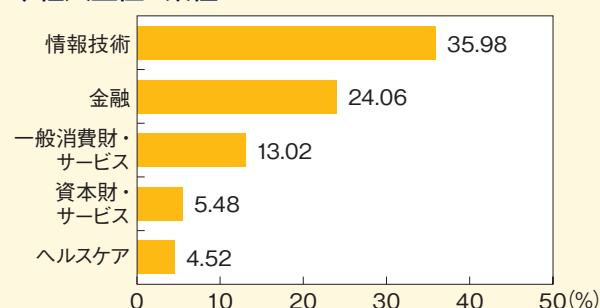
◎主要な資産の状況

◆資産配分

資産	比率(%)
Amundi Funds エクイティ・グレート・チャイナ(4クラス)	97.91
CAマネーブルファンド(適格機関投資家専用)	0.09
現金等	2.00
合計	100.00

*比率は純資産総額に対する割合です。
*四捨五入の関係で合計が100.00%とならない場合があります。
*現金等には未払諸費用等を含みます。

◆組入上位5業種 (Amundi Funds エクイティ・グレート・チャイナ)



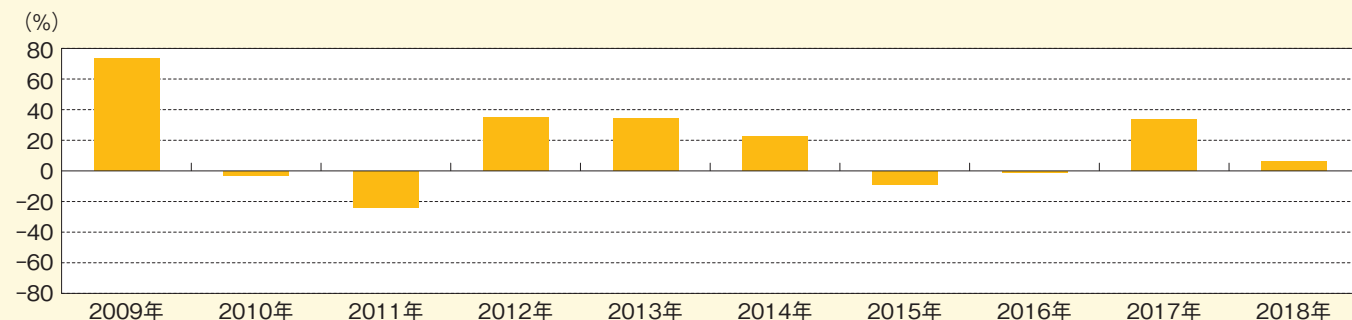
*比率はAmundi Funds エクイティ・グレート・チャイナの純資産総額に対する割合です。

◆組入上位10銘柄 (Amundi Funds エクイティ・グレート・チャイナ)

	銘柄	市場	純資産比(%)		銘柄	市場	純資産比(%)
1	阿里巴巴集团(アリババグループホールディングス)	その他(ADR)	9.77%	6	中国工商银行(ICBC)	H株	3.81%
2	騰訊控股(テンセント・ホールディングス)	香港	9.51%	7	中国平安保険(集団)(ピンアン・インシュアランス)	H株	2.86%
3	台湾積体電路製造(台湾セミコンダクター)	台湾	8.28%	8	中国移动(チャイナ・モバイル)	レッドチップ	2.45%
4	中国建設銀行(チャイナ・コンストラクション・バンク)	H株	6.54%	9	中国銀行(バンク・オブ・チャイナ)	H株	2.31%
5	友邦保険控股(AIAグループ)	香港	4.71%	10	中国太平保険控股(チャイナ・タイピン・インシュアランス・ホールディングス)	香港	2.20%

*純資産比はAmundi Funds エクイティ・グレート・チャイナの純資産総額に対する割合です。

◎年間収益率の推移



*年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。
*ファンドにはベンチマークはありません。
*2018年は年初から1月末までの騰落率を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

手続・手数料等

◎お申込みメモ

購 入 単 位	1円または1口を最低単位として販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にお問合せください。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換 金 代 金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社においてお支払いします。
購 入・換 金 申 込 受 付 不 可 日	香港の証券取引所の休業日またはルクセンブルクの銀行休業日のいずれかに該当する場合には、受付けません。
申 込 締 切 時 間	原則として毎営業日の午後3時*までに購入・換金のお申込みができます。 販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
購 入 の 申 込 期 間	2018年4月14日から2019年4月15日までとします。 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換 金 制 限	委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。
購 入・換 金 申 込 受 付 の 中 止 お よ び 取 消 し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、 その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に 受付けた購入・換金の申込受付を取消すことができます。
信 託 期 間	無期限とします。(設定日：2004年9月1日)
繰 上 償 還	ファンドの受益権の口数が10億口を下回った場合または信託を終了させることが投資者の ために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意 のうえ、信託期間を繰上げて信託を終了させることができます。
決 算 日	年2回決算、原則毎年1月15日および7月15日です。休業日の場合は翌営業日とします。
収 益 分 配	年2回。毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 販売会社によっては分配金の再投資が可能です。
信 託 金 の 限 度 額	1,000億円です。
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	毎年1月、7月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に販売会 社よりお届けします。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。

※上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

◎ファンドの費用・税金

ファンドの費用

<投資者が直接的に負担する費用>

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。詳しくは販売会社にお問合せください。	
	料率上限(本書作成日現在)	役務の内容
	3.24% (税抜3.0%)	商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。
信託財産留保額	ありません。	

<投資者が信託財産で間接的に負担する費用>

運用管理費用 (信託報酬)	ファンド	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年率1.296%(税抜1.20%)以内の料率 ^{※1} を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。 ※1 2018年1月末日現在：年率1.13%(税抜)	
		〔信託報酬の配分〕 (年率)	
		支払先	料率
		委託会社	0.45%(税抜)以内 ^{※2}
	投資対象とする投資信託証券	販売会社	0.70%(税抜)
		受託会社	0.05%(税抜)
		ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価	
		購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価	
	実質的な負担の上限	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価	
		※2 2018年1月末日現在：年率0.38%(税抜)	
		投資顧問会社への報酬は、委託会社の信託報酬から定額(半年毎：100万円)が支払われます。	
		信託報酬は、毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。	
その他の費用・手数料		(年率)	
		料率	役務の内容
		Amundi Funds エクイティ・グレート・チャイナ	0.85%以内 (I4クラス)
		CAマネーボールファンド(適格機関投資家専用)	0.378%(税抜0.35%)以内
		信託財産の運用・管理等の対価	
		純資産総額に対して年率2.146%(税込) [※]	
		※ファンドの信託約款に定める信託報酬上限年率1.296%(税込)に組入投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの(年率0.85%)を加算しております。ファンドの実際の投資信託証券の組入状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。	
		その他の費用・手数料として下記の費用等が投資者の負担となり、ファンドから支払われます。	
		・有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用	
		・信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用等を含みます。)	
		・信託財産に関する租税等	
		※その他、組入投資信託証券においては、ルクセンブルクの年次税(年率0.01%)などの諸費用がかかります。	
		※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。	

◆ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

◆公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、20歳未満の居住者などを対象とした同様の非課税措置(ジュニアNISA)もあります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

◆法人の場合は上記とは異なります。

◆上記は2017年6月末現在の内容に基づいて記載しています。

◆税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

